

議第57号

平成29年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 978,723千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 458,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成30年3月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 19,543	千円 289,340	千円 308,883
	1 繰越金	19,543	289,340	308,883
2 諸収入		1,417,257	△ 1,268,063	149,194
	2 貸付金元利収入	1,417,185	△ 1,268,063	149,122
歳入合計		1,436,800	△ 978,723	458,077

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工観光労働費		千円 16,615	千円 △ 13,406	千円 3,209
	1 中小企業支援資金貸付事業費	16,615	△ 13,406	3,209
2 公債費		1,417,185	△ 965,317	451,868
	1 公債費	1,417,185	△ 965,317	451,868
歳出合計		1,436,800	△ 978,723	458,077